平成２３年（フ）第４０６号
大阪府泉佐野市新安松２丁目２番10号
債務者　道幸　鉄夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
大阪府岸和田市額原町303番地　府営住宅５棟107号
債務者　濱崎　和泉（旧姓仲）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
大阪府泉佐野市上町１丁目６番22号Ｂ―301、前住所大阪府泉大津市東助松町４丁目２番36号
債務者　森田　　緑
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
兵庫県加西市網引町712番地
債務者　前川　武士
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１０８号
香川県高松市今里町１丁目29番22号　マリッチ溝渕Ｉ203号室、住民票上の住所香川県高松市室新町1032番地１
債務者　杉田八重子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０３号
香川県高松市田村町1179番地　市営住宅すみれ団地16棟508号室
債務者　後藤　保之
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７０号
北海道苫小牧市音羽町２丁目13番２号　パールオブエビスH101号
債務者　京極　美穂（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８６号
北海道苫小牧市字錦岡573番地の217
債務者　今本　久幸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７３号
宮城県大崎市田尻大貫字北長根48番地
債務者　高橋　美奈
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
宮城県大崎市古川稲葉３丁目９番23号
債務者　山口　千代
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
千葉県市川市真間２丁目６番８号
債務者　鶴見　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８０号
千葉県習志野市藤崎７丁目12番１号　藤の和荘102号
債務者　関口美代子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２２号
千葉県船橋市馬込西２丁目31番30号
債務者　村田千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４６号
千葉県習志野市谷津２丁目22番28―402号
債務者　森重　陽介
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５９号
千葉県船橋市東船橋４丁目13番２号　ハイムシルビア103号
債務者　佐瀬千都子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６６号
千葉県八千代市村上1597番地40　八千代荘101
債務者　佐々木忠芳
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７０号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番３棟101号
債務者　大草　加奈
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係